

## 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令案に対する 意見募集(パブリックコメント)の結果について

### 1. 概要

- (1) 意見募集期間:平成24年8月3日(金)~9月1日(土)17:00
- (2) 告知方法 電子政府の総合窓口、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法 電子メール、郵送またはファックス

### 2. 意見提出数

意見の提出者数:12通(意見の件数:20件)

#### 【内訳】

事業団体・民間事業者関係	8件
地方公共団体関係	1件
個人	11件

### 3. 意見の内容とそれに対する考え方

意見の対象項目	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
環境影響評価法施行令の一部を改正する政令第1案			
配慮書又は報告書に対する意見提出期間	環境大臣及び主務大臣の意見提出期間をできる限り短縮すべきである。	8	配慮書については、事業の位置等に関して複数案の設定がなされ、その案ごとに選定した環境配慮事項を検討することになるため、また、報告書については、フォローアップしたデータ量が多くなることを見込まれるため、審査に際しては評価書段階と同程度の意見形成期間が必要になると想定しています。
配慮書又は報告書に対する意見提出期間	発電所リプレースについては、意見聴取手続そのものを不要にするか意見提出期間を短縮すべきである。	1	環境影響評価手続において、外部からの意見聴取手続は制度の根幹をなすものであり、当該手続により、事業者による十分な環境配慮が確保されることとなります。そのため意見聴取手続は必要不可欠であると考えます。ただし、火力リプレースに係る環境影響評価手続については、国の審査期間を可能な限り縮減するなど、運用上の取組によって迅速化すべく経済産業省と連携して検討しているところです。
環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令第2案			
配慮書の公表の方法	インターネットにより日本全国・海外からの意見を聴取することは過剰な義務である。事業計画が定まらない中での公表によるデメリットを踏まえて、公表の方法は事業者が選択できるようにすべきである。	3	環境影響評価制度は、環境保全に関する外部との情報交流を義務付けることにより、事業内容の理解が円滑に進み、また、より多くの環境情報を収集でき、事業者の十分な環境配慮を確保する制度であって、公表される配慮書へのアクセスの利便性を向上させることによる情報交流の充実が制度の根幹に関わる重要な問題です。このため、インターネットの利用その他の方法により環境の保全の見地からの意見を有する者が、居住地域に限定されることなく配慮書を閲覧できる必要があると考えます。

方法書及び準備書の記載事項	方法書及び準備書の記載事項として、「配慮書の案又は配慮書についての関係行政機関からの意見」の「関係行政機関」には、環境大臣、主務大臣も含まれるのか。	1	配慮書に対してどこに意見を聴取するかは事業主ごとに策定される主務省令で定められることになっており、主務省令の内容次第で「関係行政機関」が何を指すか変わってきますが、本施行規則においては、事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体を想定しています。 なお、配慮書に対する主務大臣の意見については、環境影響評価法第5条第1項及び第14条第1項において、方法書及び準備書の記載事項として定められています。
方法書及び準備書の記載事項	「条例等に基づいて配慮書手続を行った場合は、方法書及び準備書の記載事項として、上記～のうち条例等において方法書の記載事項として規定されているものとする。」とあるが、「配慮書手続を行った場合は」と規定すると、条例に基づく配慮書手続の規定が適用されているにもかかわらず、「配慮書手続を行わなかった場合」も含まれることになり、条例に基づく配慮書手続を行うことなく法に基づく第二種事業の判定手続を行うことを容認することになりうることから、「行った場合は」と記載されている箇所について、省令では、「適用された場合は」と規定すべきである。	1	第2種事業で法に基づく配慮書手続を実施しないとした者については、地方公共団体が条例等により配慮書手続を義務づけることが可能ですが、必ずしも、全国一律で条例等により、当該手続が義務付けられるものではないと考えます。このことから、環境省令では、全国的な見地から、配慮書手続を「行った場合は」と規定しております。環境省令で「行った場合は」と規定しているのは、「行わなかった場合」として、条例等で義務付けられているにも関わらず、配慮書手続が行われない場合を想定しているのではなく、条例等によっては当該手続が義務付けされていない場合も想定されることから、規定しているものです。 条例等で配慮書手続が義務付けられていれば、法で配慮書手続を実施していない第2種事業を実施しようとする者は、条例等に基づいて配慮書手続を当然に実施するものと想定されるため、原案のままいたします。
環境影響評価制度全般			
環境影響評価に要する期間が長すぎるため、調査期間を除いた手続期間を可能な限り短縮すべきである。	1	ご意見を踏まえ適切な環境影響評価制度の運用に努めます。	

風力発電にかかる環境影響評価に要する期間を大幅短縮するべきと考えます。	1	風力発電所の設置に係る環境影響評価手続については、審査期間を可能な限り縮減するなど、運用上の取組によって迅速化すべく経済産業省と連携して検討しているところです。
その他		
放射性物質の測定を厳格に行うべき。	1	
最終処分場の建設について、見直しを行うべき。	2	ご意見を踏まえ適切な環境影響評価制度の運用に努めます。
がれきの広域処理は中止するべき。	1	